

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第10号
受付日	平成28年 1月 5日
送付日	平成28年 1月 7日
答弁受理日	平成28年 2月 5日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	地域社会部、企画財政部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行うに相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

地方自治法234条で、地方公共団体が発注を行う場合、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則とされております。にもかかわらず、水道局及び教育委員会は、違法性の高い随意契約を行っていることから、私は、平成27年第4回議会定例会にて指摘いたしました。指摘の結果、水道局及び教育委員会は、平成28年度からの随意契約の見直しを行うと答弁いたしました。

しかしながら、違法性の高い随意契約は、水道局及び教育委員会によるものだけではありません。平成27年第4回議会定例会にて、地域社会部長は、随意契約での地元優先を行っている旨答弁しており、随意契約ガイドラインにて、企画財政部は、地元優先を明記しております。入札での地元優先は、最高裁平成17(受)2087号損害賠償請求事件で一定の合理性が示されているものの、随意契約まで示されておりません。したがいまして、随意契約での地元優先は、地方自治法第2条14項にて、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない。」と規定されていることから、違法性が高いと言わざるを得ません。

つきましては、平成27年第4回議会定例会における地域社会部長の答弁を修正し、企画財政部による随意契約ガイドラインを改訂すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回答日：平成28年2月1日

担当部局：企画財政部・地域社会部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく 山本議員の文書質問平成28年第10号について、別紙のとおり答弁いたします。

○随意契約について

随意契約における地元優先については、複数者からの見積もりを徴取しており、競争性は担保されているとともに、地元企業の育成及び地域経済の振興に寄与し、市の利益増進につながるものであることから、違法性はないものと考えております。